



平成 27 年 11 月 30 日

各 位

会社名 株式会社ラックランド
代表者 代表取締役社長 望月 圭一郎
(コード番号 9612 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎
(TEL. 03-3377-9331 (代表))

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 30 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

【本資金調達のための目的】

当社は、昭和 45 年の設立以来「食」を中心とした店舗制作の第一人者として、厨房機器周りも含めた店舗の企画・デザイン・設計・施工・メンテナンスと従来の枠組みを超えた商空間の総合サービスを提供して参りました。さらに近年では店舗だけでなく、物流倉庫や食品加工センター、及び店舗の集合体であるショッピングセンターにも我々の事業領域を拡大し、お客様の期待に応えて参りました。

そして平成 28 年から始まる第二次ラックランド 10 年計画においては「世界でも期待される企業になる」というスローガンの下、国内においてはグループとして商空間創りにおける各専門分野の技術力をより高めながら、競争力を高めて行くとともに、海外においては ASEAN 地区に特化し日系企業を中心とした顧客の海外進出をベースに、経営理念にある「様々な人々の期待に応える」企業になるべく成長して参ります。

その様な中、当社は今後の成長において各専門分野の技術力を持った企業のグループ化、及び地方の充実をより積極的に行っていく為には必要な資金の調達と財務内容をより改善する必要があると考えております。

そのため、今回、自己株式を処分することによる調達資金を原資として借入金の返済を実行し、財務基盤の一層の強化を図りたいと考えております。

また、自己株式の処分と合わせて当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善と流動性の向上も図ってまいります。

当社グループは商空間創りを通じ人々を笑顔にするプロ集団として株主の皆様を価値を高めるよう引き続き努力して参ります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 360,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 12 月 7 日(月)から平成 27 年 12 月 10 日(木)までの間のいずれかの日(以下「処分価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成 27 年 12 月 15 日(火)から平成 27 年 12 月 17 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、①処分価格等決定日が平成 27 年 12 月 7 日(月)又は平成 27 年 12 月 8 日(火)の場合は平成 27 年 12 月 15 日(火)、②処分価格等決定日が平成 27 年 12 月 9 日(水)の場合は平成 27 年 12 月 16 日(水)、③処分価格等決定日が平成 27 年 12 月 10 日(木)の場合は平成 27 年 12 月 17 日(木)とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 望月圭一郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 560,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 氏 名 又 は 名 称 売 出 株 式 数
売 出 株 式 数 望 月 圭 一 郎 300,000 株
株式会社エイ・クリエイツ 260,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における処分価格(募集価格)と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に
 支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一
 とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の
 日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成27年12月16日(水)から平成27年12月18日(金)までの間の
 いずれかの日。ただし、①処分価格等決定日が平成27年12月7日
 (月)又は平成27年12月8日(火)の場合は平成27年12月16日(水)、
 ②処分価格等決定日が平成27年12月9日(水)の場合は平成27年
 12月17日(木)、③処分価格等決定日が平成27年12月10日(木)の
 場合は平成27年12月18日(金)とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 望月圭
 一郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 138,000 株
 種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により
 減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出
 株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定され
 る。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買
 取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した
 上で、野村証券株式会社が当社株主から138,000株を上限として借
 入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 望月圭
 一郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロット
 メントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集
 及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」記載の引受人の買取引受による
 売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受人である野村証券株
 式会社が当社株主から138,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オー
 バーアロットメントによる売出しの売出株式数は、138,000株を予定しておりますが、当該売出
 株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる
 売出しそのものが全く行われない場合があります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的とし
 て作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂
 正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の受渡期日から平成27年12月25日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年12月21日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	370,875株	（平成27年9月30日現在）
一般募集による処分株式数	360,000株	
処分後の自己株式数	10,875株	

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集に係る手取概算額664,658,000円については、全額を平成27年12月末までに運転資金として金融機関から借入れた短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、安全性の高い銀行預金等にて運用する予定であります。

当社グループは、厨房機器周りの商空間の企画制作に強みを持ち、店舗・商業施設・物流倉庫・食品工場等の商空間における建築・内装・設備の企画・デザイン・設計・施工・メンテナンスと従来の枠組みを超えた商空間の企画制作サービスの提供を主な事業内容としております。その事業内容を発展させるべく、中期経営目標としましては、①商空間創りにおける各専門分野の技術力を自社で持つことによる収益性の向上、②海外ASEAN地域における日系企業を中心とした顧客への商空間の企画制作サービスの提供拡充、③株主価値の向上、を掲げております。

上記中期経営目標を達成すべく事業を進めており、今後の資金需要に備えるために財務内容を改善する必要があると考えております。

そのため、今回、自己株式を処分することにより調達する資金を原資として借入金の返済を実行し、財務基盤の一層の強化をいち早く図りたいと考えております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績予想への影響は軽微であります。調達資金を上記の資金に充当することにより、財務基盤の強化に繋がるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと考え、配当については、安定的な配当の継続を基本とし、業績動向及び今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を総合的に勘案し決定する方針を採っております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金は人材育成、設備投資等企業体質の強化と将来の事業展開に向け効率的に充当し、企業価値の一層の増大に努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年 12月期	平成25年 12月期	平成26年 12月期
1株当たり連結当期純利益	28.90円	39.43円	45.93円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	10.00円 (-)	15.00円 (-)	15.00円 (-)
実績連結配当性向	34.6%	38.0%	32.7%
自己資本連結当期純利益率	5.6%	6.9%	7.2%
連結純資産配当率	1.9%	2.6%	2.4%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から少数株主持分及び新株予約権を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権を発行しており、内容は次のとおりであります。なお、発行済株式総数(7,864,000株)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は6.36%となります。

ストックオプション付与の状況

発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	行使期間
平成25年12月13日	500,000株	550円	自平成27年2月16日 至平成32年2月14日

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	439 円	505 円	690 円	1,534 円
高 値	560 円	749 円	1,769 円	2,186 円
安 値	410 円	477 円	658 円	1,360 円
終 値	515 円	680 円	1,534 円	2,120 円
株価収益率	17.8 倍	17.2 倍	33.4 倍	—

(注) 1. 平成27年12月期の株価については、平成27年11月27日(金)現在で表示しています。
2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

6. ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である望月圭一郎及び株式会社エイ・クリエイツ並びに当社株主である福島工業株式会社は野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。